

平成24年度グリーン購入法基本方針説明会資料

プレミアム基準策定 ガイドラインについて

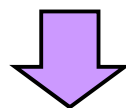
暖房消して 温かいところに集まろう



環境省総合環境政策局環境経済課

プレミアム基準策定ガイドラインの位置づけ

- 市場の更なるグリーン化に向けて、物品やサービスを調達する場合に、より環境に配慮した物品等の選択が重要
- 国等の機関はグリーン購入法に基づき環境物品等の調達に積極的に取り組んできたところ
- 国等の調達担当者は現行の特定調達品目に係る判断の基準に止まらず、より高い環境性能に基づく基準を設定し、当該基準を満たした物品等の調達することが望ましい
- 国等の機関がより環境性能の高い物品等を率先購入することによる地方公共団体や民間部門への波及効果を期待



グリーン購入法のような義務づけはないが、国等の機関の環境意識の高い調達者を念頭に、より高い環境性能に基づく具体的な基準設定の考え方・方法を例示したもの

市場の更なるグリーン化に向けた検討

市場のグリーン化に係る現状（グリーン・マーケット+研究会）

- **グリーン購入法の特定調達品目を中心に環境関連市場が一定程度成立している状況にあるが、市場全体でみた場合のグリーン化は必ずしも十分ではなく、幅広い商品・サービスについて環境配慮への継続的な取組を促す余地は大きいこと**
- **消費者については、環境意識と行動とのギャップがあると想定される層は、消費者の6割を占めており、環境意識が一定の水準にあっても、環境に配慮した商品・サービスや企業の選択に結びついていない状況にあること**
- **事業活動における環境への取組が企業への評価につながらず、取組の意義・目的が薄れつつあることが示唆されていること**

市場の更なるグリーン化に向けた検討

施策の強化・充実の方向性①（グリーン・マーケット+研究会）

対象商品・サービスの新規開拓

- **市場における環境配慮型商品・サービスの選択の幅・機会を増やす**

先進的な基準の設定

- **環境配慮に積極的に取り組む事業者がより「先進性」による差別化をアピールできるよう多段階の基準等を設定**
- **環境意識の高い消費者の行動を更に促進する観点からも先進的な基準の設定が不可欠**
- **普及状況に応じて適宜基準を引き上げることにより「環境配慮」のレベルを継続的に向上させることが重要**

市場の更なるグリーン化に向けた検討

施策の強化・充実の方向性②（グリーン・マーケット+研究会）

消費者に「届く」情報提供

- 消費者に気づきを与え、共感を得られる情報提供により、消費者の環境意識と行動のギャップを解消

施策の連携と相乗効果

- 市場全体のグリーン化を一体的に図っていく観点から、別々に推進されてきた施策の連携を図ることで相乗効果が期待

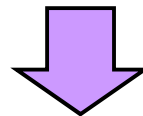
プレミアム基準の必要性

プレミアム基準の検討

【検討の目的】

- 市場の更なるグリーン化に向けて、前記4つの方向性を踏まえるとともに、特に2つ目の方向性として掲げられた「先進的な基準の設定」の具体化を図る

- 環境配慮に先駆的に取り組む組織等により市場の牽引・イノベーションの促進を図るためのトップランナー的な基準
- 物品等の製造・提供事業者に対しても、環境配慮の先進性を訴求・差別化するための開発目標となりうる基準



将来（2,3年ないし5年程度を目途）の特定調達品目に係る判断の基準等として位置づけを行うことが見込まれる基準

プレミアム基準の必要性

プレミアム基準の役割①

需要側の行動を促す役割

- **環境配慮に先駆的に取り組む人々や組織による、より環境配慮された物品等の調達を更に進めるようにするものであり、環境配慮に関するリーダーシップに訴求することにより、市場を牽引する基準であること**
- **より高い環境意識を有する調達者・消費者が、自らの環境パフォーマンスとして積極的に活用可能な基準であること**

プレミアム基準の必要性

プレミアム基準の役割②

供給側の行動を促す役割

- 物品等の差別化を図り、環境配慮に先駆的に取り組む事業者のブランドの確立につながる基準であること
- 技術開発等の方向性を示し、物品等の開発目標となり得る基準であること
- 将来の特定調達品目に係る判断の基準等として位置づけられることにより、供給側にとってのインセンティブとなるとともに、より環境に配慮した物品等を市場に供給することを促す基準であること
- 関連するサプライチェーンや役務分野における環境配慮への取組を促すことにつながる基準であること

プレミアム基準の必要性

プレミアム基準の役割③

情報提供・情報開示を促す役割

- 市場において環境に配慮した物品等や事業者が評価・選択されることを促す情報の提供につながる基準であること
- 関連するサプライチェーンや役務分野における情報の開示を促すことにつながる基準であること

プレミアム基準の設定に関する対応方針

主な環境政策への対応方針①

温暖化防止・低炭素社会

- 省エネルギーの推進に寄与する基準
- 再生可能エネルギー、未利用エネルギーの活用に寄与する基準
- 代替フロン等の温室効果ガス排出抑制に寄与する基準
- 森林等の吸収源対策、バイオマス資源等の活用に寄与する基準

プレミアム基準の設定に関する対応方針

主な環境政策への対応方針②

省資源・物質循環

- 天然資源等の使用抑制に寄与する基準
- 3R（Reduce, Reuse, Recycle）の取組のうち、特に発生抑制（ダウンサイジング、長期使用を含む）、再使用の推進に寄与する基準
- 再生利用については、水平リサイクルのような高度なりサイクルを定着させることに寄与する基準
- 使用済製品等の回収・安定的なりサイクルシステムの構築に寄与する基準
- 未利用資源の活用に寄与する基準
- 適正処理の確保に寄与する基準

プレミアム基準の設定に関する対応方針

主な環境政策への対応方針③

生物多様性の保全

- 生物多様性の保全に配慮した原材料の使用に寄与する基準
- 土地利用における生物多様性への配慮に寄与する基準

その他の環境保全施策

- 大気環境、水環境、土壌環境等への環境負荷の低減に寄与する基準
- 化学物質による環境汚染の防止に寄与する基準（有害物質に関するリスク管理等）
- その他対象とする分野・品目の性質に応じた基準

プレミアム基準の設定に関する対応方針

主な環境政策への対応方針④

分野横断的施策

- **需要側の環境配慮行動を促すための情報提供・情報開示に寄与する基準**
- **供給側の経済・社会活動に環境配慮を織り込むことに寄与する基準**
- **環境配慮に係る広報・教育・普及啓発等の促進に寄与する基準**

プレミアム基準の要件

プレミアム基準の対象品目（調達担当者が品目を選定）

対象分野・品目の考え方

- 販売量又は保有量の多い品目であって、相応の環境負荷低減効果が見込まれる品目
- 国等の機関に止まらず、地方公共団体や民間（事業者、消費者）等への波及効果が見込まれる品目
- 新たな技術開発や普及の進展等により一層の環境負荷低減が見込まれる品目
- 環境政策の観点から広く普及を図る必要がある品目

役務分野については積極的に対象品目とする

役務の提供に当たって使用される環境物品の供給促進や提供者の環境配慮への取組の進展、使用される物品の3Rに関するシステムの構築、調達総量の削減等、一層の波及効果が期待

- 各機関が独自に調達する品目についても積極的な取組を期待

プレミアム基準の要件

特定調達品目に係るプレミアム基準の設定要件①

■ 現行の判断の基準の強化（数值的強化等※）

- 他の制度や環境ラベル等の基準において、より高い基準が設定されている場合は当該基準を準用すること（具体的にはエコマーク認定商品のうち上位互換のもの、多段階評価基準の上位基準が該当）
- 重視すべきライフサイクル段階・環境負荷項目について、現行の判断の基準と比較して基準値が強化されていること

■ 新たな評価軸の追加

- 現行の判断の基準に新たな評価軸（ライフサイクル段階、環境負荷項目）が追加されること
- 配慮事項を判断の基準へ格上げすること

※ 数值的強化等に当たっては、物理的・環境的な限界もあることに留意が必要。例えば物性等の品質面、トレードオフ等の環境面、適正な価格面等

プレミアム基準の要件

特定調達品目に係るプレミアム基準の設定要件②

- **自己適合宣言の強化又は第三者等による物品等の認証・確認**
 - 適切かつ徹底的な情報開示による自己適合宣言が行われていること
 - 基準への適合について第三者等が行っている認証制度等により確認されていること
- **他の環境施策との連携による相乗効果**
 - 物品等のカーボン・オフセットやカーボンフットプリントの認定等が行われていること